特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める 意見書

特別支援学校の児童生徒数の増加が全国的に進み、在籍者数は平成 17 年と比較すると 11 年間で 3 万 8209 人ふえている(平成 29 年版文部科学統計要覧)。一方、学校建設は当該児童生徒数の増加に追いつかず、150 人規模の学校に 400人以上の児童生徒が押し込まれるなど、子供たちの学ぶ環境が整っていないのが現状である。

このような事態の根幹にあるのが、幼稚園から小学校、中学校、高校、大学、専門学校までの全てにある「設置基準」が特別支援学校だけにないことである。 「設置基準」とは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者は 当該基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされている。

また、小中学校に設置されている特別支援学級の児童生徒数の増加も全国的に 顕著である。文部科学省の学校基本調査によれば、国公私立合わせて平成 17 年 は9万6811人であったが、平成28年には21万8127人と2.25倍にふえている。 在籍する児童生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子供、学年に沿った教科 学習が可能な情緒障害の子供、個別対応が常時必要な子供等々、実態はとても複 雑である。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3 年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、 十分な対応ができていないのが現状である。

学級編成基準で定められた8人の子供を一人で担任することは負担がとても大きく、既に限界を超えている。しかし、平成5年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制基準は1学級8人のまま変わっていない。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 特別支援学校の設置基準の策定をすること。
- 2 特別支援学級の学級編制基準を改善し、1学級6人とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 19 日

沼 津 市 議 会